

第1 監査の請求

1 請求人

略

2 請求書の提出

平成23年2月2日

3 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1. 請求の趣旨

大阪府府民文化部私学・大学課が行っている「私立外国人学校振興補助金」について問い合わせた所、平成18年度から平成22年度（平成22年度の交付実績については、平成23年度に確定）の5年間に補助金が交付されている事が分りました。

この行為は憲法89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」に違反していると考えます。

その結果として、朝鮮学校の援助が北朝鮮への財政援助に繋がり、北朝鮮という国家のテロや核開発への資金援助にも繋がっていると危惧されます。又、北朝鮮という国が独裁国家であり、言論や表現の自由もない人権蹂躪国家である事も周知の事実であり、北朝鮮の独裁体制の延命により、北朝鮮の市民の苦しみも果てしなく続く事に繋がると思われまます。同時に北朝鮮という国家の延命は日本人妻の帰国問題や拉致被害者の帰国問題の解決を遅らせてしまう事も危惧されます。

よって、朝鮮学校へ対する「私立外国人学校振興補助金」を行わないように措置を請求します。地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を要求します。

補足

請求の対象者 大阪府知事

求める措置の内容

平成21年度に大阪朝鮮高級学校他10校（交付実績一覧表の通り）に対して交付した
¥120,991,000円の返還を求める事 』

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

2 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、平成 23 年 3 月 14 日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 大阪府府民文化部私学・大学課は、平成 18 年度から平成 22 年度（平成 22 年度の交付実績については、平成 23 年度に確定）までの間、私立外国人学校振興補助金を交付している。この行為は、憲法第 89 条の「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」に違反していると考える。
- ・ その結果として、朝鮮学校の援助が北朝鮮への財政援助に繋がり、北朝鮮という国家のテロや核開発への資金援助にも繋がっていると危惧される。また、北朝鮮という国が独裁国家であり、言論や表現の自由もない人権蹂躪国家である事も周知の事実であり、北朝鮮の独裁体制の延命により、北朝鮮の市民の苦しみも果てしなく続く事に繋がると思われる。同時に北朝鮮という国家の延命は、日本人妻の帰国問題や拉致被害者の帰国問題の解決を遅らせてしまうことも危惧される。
- ・ よって、大阪府知事に対し、平成 21 年度に大阪朝鮮高級学校他 10 校に対して交付した 120,991,000 円の返還を求め、また、平成 22 年度分の朝鮮学校へ対する私立外国人学校振興補助金を交付しないように措置を請求する。

3 監査対象事項

大阪府知事が、大阪朝鮮高級学校ほか 10 校に対して、平成 21 年度に私立外国人学校振興補助金を支出したこと及び平成 22 年度に同補助金を支出しようとしていることは、憲法第 89 条に違反し、違法・不当か。

4 監査対象部局

大阪府府民文化部

第 3 監査対象部局の陳述

1 監査対象部局である大阪府府民文化部に対し、平成23年3月14日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

- ・ 今回の請求の対象である大阪朝鮮学園は、私立学校法第64条第4項の規定により大阪府知事から認可を受けた学校法人であり、現在、休校中の学校を除き府内10校の学校を運営する法人である。
- ・ 大阪府では、外国人学校の教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため、大阪朝鮮学園に対して「私立外国人学校振興補助金」を交付してきた。
- ・ 平成18年度から平成22年度までの補助金のうち、平成22年度分は、現在のところ交付決定は行われていないが、平成18年度から平成21年度までについては、既に外国人学校振興補助金を交付している。この私立外国人学校振興補助金については、私立学校振興助成法第10条及び第16条並びに法第232条の2の規定により行ったもので適法なものである。
- ・ 交付手続については、大阪府補助金交付規則及び大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱に定める手続に従っており、適正に行われている。
- ・ 請求の趣旨にあった大阪朝鮮学校に対する補助金が憲法第89条に違反しているという点については、外国人学校が私立学校法第3条又は第64条第4項に規定する法人により設置された教育施設であって、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校として認可されたものである場合、当該教育施設に対する公費の助成に関しては、同法による学校の閉鎖命令、私立学校法による法人の解散命令、私立学校振興助成法による収容定員の是正命令、予算の変更勧告、役員了解職勧告等の規定の適用があることから、このような国又は地方公共団体の特別の監督関係の下におかれる教育の事業については、憲法第89条にいう「公の支配」に属すると解される。これは、平成22年5月の浅尾衆議院議員の再質問主意書に対する答弁書においても明らかである。
- ・ 今回、指摘のあった私立外国人学校振興補助金の対象とされている学校法人大阪朝鮮学園は、私立学校法第64条第4項に規定する法人により設置された教育施設であって、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校として認可されており、国又は地方公共団体の特別の監督関係の下におかれている。したがって、憲法第89条にいう「公の支配」に属すると解される。
- ・ 以上のとおり、本件についての処分は、法令に基づき適正に行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適正かつ妥当なものである。

2 大阪府府民文化部の陳述に対して、請求人から以下の意見があった。

- ・ 把握する限りでは、朝鮮学校には、立入検査ができない。また、そこで使われている教科書の提出等を朝鮮学校に求める権限がない。
- ・ 朝鮮学校は各種学校であり、日本でいうところの義務教育の卒業資格がもらえない。したがって、朝鮮高級学校を卒業して、朝鮮大学校を卒業しても、日本国でいうところの義務教育を卒業した資格が得られない。その場合に朝鮮学校の卒業生は、日本でいう通常の企業に就職することが非常に

困難である。

- ・ 日本でいうところの義務教育の資格ももらえない朝鮮学校に子供が通わされている。親に入学させられた子供がほとんどであると思われる。
- ・ 結局、朝鮮学校に通わされたことによって、義務教育の卒業の資格がもらえないため、通常の企業に就職することができず、朝鮮学校の卒業生は、ほとんどが朝鮮総連の職員、朝鮮学校の教師、又は朝鮮系の企業といったところに流れていく。
- ・ 朝鮮学校に通っている子供たちの未来を奪ってしまっている。朝鮮学校の子供の人権を尊重する上でも、日本国民の税金でこういった補助をすることやめるべき、朝鮮学校の子供の人権の観点からも出すべきではないと考える。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

- (1) 財団法人大阪朝鮮学園は、大阪府知事から、昭和36年8月2日付で学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項（認可当時は、第83条）に規定する各種学校として大阪朝鮮中級学校の設置の認可を受けて以後、大阪朝鮮高級学校ほか10校に係る設置の認可を受けた。また、平成元年6月21日付けで私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する学校法人として認可された。
- (2) 大阪府知事は、法第232条の2及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第16条において準用する同法第10条の規定に基づき私立外国人学校振興補助金を交付している。当該補助金の交付に当たっては、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）及び大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱に定める手続を行っている。
- (3) 大阪府知事は、私立外国人学校振興補助金について、大阪朝鮮高級学校ほか10校に対して、平成21年度分については、120,991,000円の交付を行っている。平成22年度分については、執行が留保されている状態である。

2 判断

請求人は、大阪朝鮮高級学校ほか10校に対する大阪府私立外国人学校振興補助金について、憲法第89条の規定に反して違法であると主張する。

憲法第89条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されているところ、東京高等裁判所平成2年1月29日判決において、「教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させるためには、その教育事業が公の支配に服するこ

とを要するが、その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正する途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものというべきである。右の支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではないと解される」と示されている。

また、千葉地方裁判所平成 21 年 4 月 24 日判決において、千葉朝鮮学校について、「各種学校であるところ、学校教育法の適用を受け、同法は、学校の設置、廃止、校長及び教員の欠格事由につき規定を設けるとともに、法令の規定等に違反した場合の閉鎖を命令することができる」と定めている」、千葉朝鮮学園について、「私立学校法の適用を受け、同法は、学校の施設及び設備、役員の選任、解散について規定を設けるとともに、法令違反があった場合解散を命じうることを定めている」、「公の利益に沿わない場合に、これを是正する途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることができるから、憲法 89 条後段が規定する公の支配が及んでいると解される」と示されている。

平成 22 年 4 月 27 日付けで浅尾衆議院議員から提出された「外国人学校に関する再質問主意書」（質問第 431 号）対して、内閣は「「外国人学校」が、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条又は第 64 条第 4 項に規定する法人により設置された教育施設であって、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条第 1 項に規定する各種学校として認可されたものである場合、当該教育施設に対する公費の助成に関しては、同法による学校の閉鎖命令、私立学校法による法人の解散命令、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）による収容定員の是正命令、予算の変更勧告、役員の解職勧告等の規定の適用があることから、このような国又は地方公共団体の特別の監督関係の下に置かれる教育の事業は、御指摘の「外国政府からの支援」等のいかににかかわらず、憲法第 89 条にいう「公の支配」に属すると解される」と答弁している。

大阪朝鮮高級学校ほか 10 校は、学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校として認可されており、また、設置者である学校法人大阪朝鮮学園は、私立学校法第 64 条第 4 項に規定する法人として認可されていることから、学校教育法第 134 条において準用する同法第 13 条の規定による学校の閉鎖命令、私立学校法第 64 条第 5 項において準用する同法第 62 条の規定による学校法人の解散命令並びに私立学校振興助成法第 16 条において準用する同法第 12 条の規定による収容定員の是正命令、予算の変更勧告及び役員の解職勧告に係る規定が適用される。したがって、公の利益に沿わない場合に、これを是正する途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることができるから、憲法第 89 条後段が規定する公の支配が及んでいると解される。

3 結論

以上のとおり、本件補助金の交付について、憲法第 89 条に違反しているという請求人の主張

には理由がないので、請求人の請求を棄却する。